

第 1948 回定例研究会報告要旨（2月10日）

中国の食糧政策の動向

——保護価格政策から競争的価格政策へ——

河原 昌一郎

1. 最初に保護価格政策と競争的価格政策の概念を、次のとおり整理しておくこととしたい。

「保護価格政策」

- ・政府の買付価格は食糧生産振興のため政策的に決定
- ・国際競争力よりは国内生産量の確保を重視
- ・余剰食糧は全て保護価格で買付

「競争的価格政策」

- ・価格は基本的に市場価格にまかせる
- ・主産地の形成等によって国際競争力を重視
- ・保護価格買付は一定の条件を満たしたもののみ

2. 保護価格政策は、1994年の中国の食糧生産の不作、中国の食糧需給に対する世界的な懸念の高まり等に対応して、国内買付価格を大幅に引き上げるなど一連の生産振興策をとったことに起因する。このことによって、中国の食糧生産量は一気に増加し、生産過剰となったが、中国政府は保護価格での一律の買上を継続したため、財政負担は大きく膨らんだ。財政負担の軽減を図るためにとられた措置が1998年の食糧流通体制改革である。この改革は、国有食糧企業に農家からの買付を独占させ、国有食糧企業の順ザヤ販売を実現することによって国有食糧企業の経営を改善し、最終的に財政負担を軽減させていこうというものであったが、市場均衡価格よりも高値での買付・販売を行うものであるため、需給ギャップが発生して、多大の売残りを生じさせるという矛盾を内包したものであった。1998年改革の結果は、食糧価格の下落、備蓄食糧の増加による倉庫の不足といったものであり、2000年の財政負担が過去最高の約760億元になるに及んで、保護価格政策は破綻することとなる。

3. 1998年改革の失敗に対処するとともに、WTO加入を視野に入れて、食糧政策に関す

る大幅な改革が実施される。改革の内容は多岐にわたるが、その中で「保護価格対象の縮小」および「食糧買付規制の緩和」が政策転換の本質をなすものである。

従来は生産される食糧品種のほとんどが保護価格の対象であったが、2000年以降、比較的品质が劣り競争力が弱いと考えられるものから、順次、保護対象からはずされ、現在では保護価格の対象は原則として主産地の食糧のみとなった。その比率は全生産量のうちの約3割にすぎない。また、保護価格対象の縮小とともに、食糧の買付規制も徐々に緩和され、最終的にはどのような企業でも県級以上の行政機関の許可を受ければ食糧買付業務を行えることとされた。こうした一連の改革によって、中国の食糧政策は2001年の後半には次のような内容の競争的価格政策へと移行する。

価格は市場実勢により価格支持は行わない

国有食糧企業を競争の中に置くこと
主産地を支持育成して国際競争力を付与
中央政府はマクロコントロールのみを行うこと

4. 競争的価格政策の実施によって、国内生産量が減少したにもかかわらず膨大な在庫圧力があつたため、中国の食糧価格は下落し、現在では国際価格とほぼ変わらないものとなっている。このため、食糧の輸出が増大し、特に小麦はかつては純輸入であったものが現在は純輸出に転じており、これなどは競争的価格政策の直接の効果と言えるものである。主産地の形成は、保護価格制度の適切な運用、農家直接補助の実施、機械化・技術的支援等によって進められているが、このうち農家直接補助は従来にない新しい手法であり、注目される。

5. ただし、競争的価格政策は、今後食糧生産農家の経営規模の拡大等によって競争的価格を維持できるような経営の効率化を実現していくことは至難と考えられること、中国の食糧価格は従来から変動が大きく今後国内価格が急騰するような事態も十分考えられること等から、不安定要因や課題も多い。今後の中国の食糧価格の動向や食糧政策の変化には十分な留意が必要である。